

第77期定時株主総会 その他電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■ 会社の新株予約権等に関する事項	…	1
■ 会計監査人に関する事項	…	2
■ 業務の適正を確保するための体制整備および 当該体制の運用状況に関する事項	…	3
■ 会社の支配に関する基本方針	…	8
■ 剰余金の配当等の決定に関する方針	…	8
■ 連結株主資本等変動計算書	…	9
■ 連結注記表	…	10
■ 株主資本等変動計算書	…	20
■ 個別注記表	…	21
■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	…	27
■ 会計監査人の監査報告書	…	29
■ 監査等委員会の監査報告書	…	31

IDEC株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主さまに
対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しています。

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

発行決議の日	2023年6月16日
新株予約権の数	3,000個(注3)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	300,000株(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	3,394円
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使期間	2025年7月1日～2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額および資本組入額	発行価額 3,394円 資本組入額 1,697円
新株予約権の行使の条件	(注1)(注2)
当社従業員への交付状況	118名 1,880個(188,000株)
当社子会社の役員および従業員への交付状況	69名 1,120個(112,000株)

- (注) 1. 権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、執行役員および従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではありません。
2. その他の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「第21回新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
3. 発行日以降、4名失権により、新株予約権の数45個と新株予約権の目的たる株式数4,500株は、減少しております。

会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 会計監査人の報酬等の額

区分	内容	金額
①	当社が支払うべき報酬等の額（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額）	45 百万円
②	当社および当社の連結子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性・信頼性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断する場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員である取締役全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

業務の適正を確保するための体制整備および当該体制の運用状況に関する事項

(1) 当社および当社グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コーポレート ガバナンス	①当社は、積極的に社外取締役を任用し、取締役の業務の執行に対しての取締役会における監督機能の強化を図る。 ②企業目標および経営理念に基づいた企業価値の向上を実現するために、「IDEC コーポレートガバナンス・ポリシー」を定め、それに従いコーポレートガバナンスの強化を推進する。
コンプライ アンス	①企業倫理・コンプライアンスに関する基本姿勢を示した「IDEC Group Code of Conduct」を定め、取締役および使用人はその内容を遵守すべく、周知徹底を図り、運用を行う。 ②企業倫理相談および内部通報のための窓口を社内外に設置し、職場での法令違反行為、社内規程違反行為、企業倫理に反する行為、嫌がらせ行為などに関する従業員の相談および通報を広く受け付ける。相談および通報の内容は当社の代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」傘下の「リスクマネジメント委員会」にて審議し、法令、定款、企業倫理等に沿って対策および解決を図る。 ③取締役および使用人に対し、法務担当部署から、コンプライアンスおよび法令等に関する定期的な情報の提供を行い、またコンプライアンスに関する教育・啓発活動も定期的に行う。 ④その他取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する社内規程・運用等を定期的に見直し、整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報の保存・ 管理体制	株主総会に関する文書、取締役会その他重要な会議に関する文書、稟議書、契約書、その他取締役が職務の執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）について、文書管理規程、稟議規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティポリシー基本規程等の社内規程に従った保存、管理を行う。
----------------	--

(3) 当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジ メント体制	①当社および当社グループ会社における危機をあらかじめ回避するとともに、万一危機が発生した場合にもその被害を最小限に抑制することを目的とした「危機管理規程」を制定し、運用を行う。 ②「危機管理規程」に従い、当社の取締役会の承認のもとで当社の代表取締役社長を委員長とした「サステナビリティ委員会」の傘下に「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社および当社グループ会社の平常時の危機管理および危機発生時の対応を行う。 ③「リスクマネジメント委員会」では危機発生時の対応を行うほか、平常時にはIDEC グループ全体でのリスクを洗い出し評価するとともにリスク低減に向けた取り組みを実施する。また、同委員会内において内部通報の対応やコンプライアンス強化のための施策を実施する。これらの取り組み内容は、定期的に開催される「サステナビリティ委員会」にて報告し、同委員会から取締役会に報告を行う。
安否確認およ び復旧体制	災害等の発生に備え、生命の安全確保・安否確認体制を整備するとともに、重要業務の継続・中断した場合でもその早期復旧を目指した体制づくりを推進する。

(4) 当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行と監督の分離	当社は、意思決定と取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の業務執行状況の監督を取締役会が行うことにより、業務執行と監督の分離を実現する。さらに、代表取締役社長が議長を務める経営会議を設け、事前審議を行うとともに、取締役会からの権限委譲範囲内において意思決定を行い、取締役会の機能を強化し経営効率の向上を図る。
職務権限・監査	当社および当社グループ会社の取締役および使用人において、各職位の職務および責任権限ならびに各組織単位の業務分掌について定めた「職務権限規程」「関係会社管理規程」を制定し効率的経営を行うとともに、それに従った職務・責任体制で業務が行われているかどうか、定期的に監査を行う。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ会社管理・報告体制	①当社と当社グループ会社が相互に協力し、ともに繁栄を図るために必要な事項および関係会社に対する管理、指導、育成上の基本的な事項を定めた「関係会社管理規程」を制定し、運用を行う。
	②当社は、「関係会社管理規程」に従い、当社グループ会社に対してその業績状況、決算状況などについて、定期的・継続的に当社へ報告させるものとする。
	③海外グループ会社の役員および使用人において当社のコンプライアンスに関する基本的な姿勢について理解させるために、「IDEC Group Code of Conduct」の理念等を主要言語に翻訳することにより、グローバルベースで、その内容の周知を図る。
グループ会社監査	当社グループ会社内だけでなく、当社の内部監査部門をはじめとする関係部門から当社グループ会社へのモニタリング、監査を強化することにより、当社グループ会社における適正な業務の運営を維持する。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性	当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。財務報告に係る内部統制システムのグループ全体としての整備・充実にあたっては「財務報告に係る内部統制方針書」を制定し、グループ全体レベルでの推進体制を明確にするとともに、各部門・各グループ会社での自己点検および内部監査部門による独立的なモニタリングを継続的に実施する枠組みを構築する。
----------	--

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会スタッフ	監査等委員会の職務を補助すべき使用人の配置の必要が生じた場合、または監査等委員会の求めがあった場合には、監査等委員会と協議のうえ専任または兼任する使用人を監査等委員会スタッフとして配置を行うものとし、当該使用人は監査等委員会スタッフ業務に関し監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。また、当該使用人の人事については、任命、異動、評価、賃金等の問題も含め、監査等委員会と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定するものとし、執行部門からの独立性を確保する。
------------	---

(8)取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制
その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

報告体制	①当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が職務執行の状況について、監査等委員会に定期的に報告を行い、特に会社の重要事項については、その都度報告を行う。また、監査等委員会は当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人、ならびに内部統制部門に対し、必要に応じて随時報告を求めることができるものとしており、今後、監査がさらに実効的に行うことができるよう、各関係部門の協力体制の整備を図る。
	②当社は、前号に従い監査等委員会への報告を行った当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して、不利益な取扱いを行うことを禁じる。
	③業務執行取締役は、監査等委員である取締役が、当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）との定期的な意見交換や経営会議等の重要会議へ出席できる環境を整備する。
内部監査部門との連携	監査等委員会は、内部監査部門との連携を強化し、内部監査部門に対して定期的に報告や情報交換を求めることができるものとし、当社はそのような機会を確保する。また、監査等委員会は内部監査部門に対して指揮命令権を有するものとする。
費用等負担	当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

(9)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制

反社会的勢力に対する取り組み	市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力および団体とは、取引関係をはじめとする一切の関わりを排除したうえで、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とし、「IDEC Group Code of Conduct」において正しく公正な企業であり続けることを宣言している。 また、「危機管理規程」において、反社会的勢力を『危機』として明確に定義づけ、危機発生の防止と発生時の迅速な対応を図るとともに、日常より情報収集を行い「不法勢力対応マニュアル」等を策定して、警察当局、弁護士等と連携して、不当要求に備えることとしている。
----------------	---

当社グループは内部統制システムの整備・運用を進めており、当連結会計年度における運用状況は下記のとおりであります。

(1)コーポレートガバナンスに関する体制

- ・ 当社は積極的に社外取締役を任用しており、当連結会計年度末においては、取締役 10 名中 6 名を任用しています。このうち、女性取締役は 3 名となっています。多様な経歴や専門性をもつこれらの社外取締役が、取締役会等において経営を監督し積極的な助言をすることにより、取締役会の透明性の向上と監督機能のさらなる強化を図っています。
- ・ 社外取締役のコミュニケーションを強化する場として「社外役員交流会」を継続的に実施しています。当連結会計年度においては、当社における人的資本の取り組み内容についての説明と、この取り組みに関わる従業員等も交えた意見交換を実施しました。
- ・ コーポレートガバナンス体制の一層の強化を目指し、当連結会計年度の取締役会の実効性評価について引き続き第三者機関へ委託し、客観的な観点から課題の把握、改善策の策定を行いました。
- ・ 社外取締役が過半数を構成する任意の指名委員会を当連結会計年度中 3 回開催しました。指名委員会として、引き続き次世代幹部候補者の育成研修状況の確認、すべての取締役候補者の選任について、取締役会へ答申しました。

- ・ 社外取締役が過半数を構成する任意の報酬委員会を当連結会計年度中4回開催し、新しい取締役報酬体系のもとで、報酬に関する審議を行いました。
- ・ グループ会社各社との密接なコミュニケーション等を通じて、グループ全体でのコーポレートガバナンスの強化と統合によるシナジーの実現に引き続き取り組みました。

(2)コンプライアンスに関する体制

- ・ 当社グループにおいて、階層別のコンプライアンスに関する研修、全社向けのコンプライアンス研修および全社向けのハラスメント防止研修を開催しました。
- ・ 贈収賄や賄賂、不当利得などの腐敗行為に対する当社グループの姿勢を社内外で周知するため、全社向けのコンプライアンス研修内で、腐敗行為防止の基礎を周知しました。
- ・ 法令・社内規程違反、その他社会通念上不正な行為に関する相談・通報を行うための窓口として、「IDEC ホットライン」を設置しています。また、海外グループ会社から本社通報窓口へダイレクトに通報できる「グローバルホットライン」の対象会社を順次拡大しています。

(3)情報の保存・管理に関する体制

- ・ 株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めに則り保存期間を設定し、適切に保存しています。
- ・ 各種情報セキュリティ対策の実施、情報セキュリティ関連規程の見直しに取り組みました。

(4)危機管理に関する体制

- ・ 当社グループにおける危機を回避または最小限に抑えるため、サステナビリティ委員会傘下の専門委員会として「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク評価や対策状況のモニタリングを行っています。
- ・ 社員とその家族の安否確認、サプライチェーン・事業所稼働の状況確認体制、事業継続計画体制の整備を図るため、国内の物流拠点・主要生産事業所において策定したBCP（事業継続計画）について、初動対応フローや災害発生時の各種マニュアルを整備し、防災・減災対策をさらに推進しました。
- ・ 当社グループを取り巻くリスクを評価して高リスク事象を特定し、そのリスク低減に向けた取り組み状況のモニタリング体制を強化するため「リスクマネジメント委員会」内に「リスクモニタリング部会」を設置しており、引き続き各種リスクを評価したリスクマップを策定し、各部門においてモニタリングを行っています。

(5)効率的な職務執行が行われるための体制

- ・ 取締役会は当連結会計年度において7回開催され、社外取締役を交えた活発的な意見交換がなされております。執行役員会議、経営会議との連携を強化し、各役割に応じて効率的な議論や意思決定ができる体制としています。
- ・ 当社および当社グループの取締役、執行役員および使用人の責任権限等を定めた「職務権限規程」、「関係会社管理規程」および「稟議規程」を制定しており、当連結会計年度においても、組織体制や業務の効率性、迅速な意思決定を考慮し、権限関連に関する各規程の改正を行いました。

(6)当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社とそのグループ会社が相互に協力し繁栄を図るため「関係会社管理規程」を制定しており、同規程に基づき、グループ会社から当社に対し、その業績状況等の報告を引き続き行いました。また、当社内部監査部等の関係部門からグループ会社へのモニタリング・監査も適宜実施いたしました。
- ・ グループ会社を含むリスクマップを策定し、グループにおけるリスクモニタリング活動の対象会社を順次拡大しています。

(7)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 財務報告の信頼性を確保するため、引き続き内部統制の運用状況を評価いたしました。

(8) 監査等委員会の実効的な監査を確保するための体制

- ・ 当社は、内部監査部内に監査等委員会事務局を設置し、内部監査部長を事務局長に任命し専門性を有する部員1名（内部監査人兼務）を事務局の任にあたらせています。
- ・ 当社は、内部監査部を代表取締役および監査等委員会の指揮命令下に置き、特に監査等委員会事務局に対しては監査等委員会委員長からの独立的な直接の指揮命令が行われています。
- ・ 選定監査等委員たる監査等委員会委員長が経営会議等の取締役会以外の重要会議に参加するほか、事務局長が取締役会およびその他重要会議の議事録等、業務執行の意思決定に関する稟議資料その他重要な書類について必要の都度閲覧し、監査等委員会に対し必要な報告を行っています。
- ・ 当連結会計年度において監査等委員会は9回開催され、監査等委員である取締役は、その内2回において代表取締役2名から経営上の課題等をヒアリングしました。また、経理財務部等内部統制部門およびその他業務執行部門の執行役員等に委員会への出席を求め、必要なヒアリングをしました。
- ・ 当連結会計年度においては、監査等委員である取締役によるグループ会社1社への監査を実施し、内部統制システムの整備および運用状況等を確認しました。また、内部監査部が実施する全ての監査および調査について監査等実施前後において詳細な報告を受け、必要な要請等を実施しました。
- ・ 監査等委員会は、7月度監査等委員会において監査計画および活動予算を決議し代表取締役へ通知するとともに、当社経理財務部へ支出手続きに関する指示を行っております。また、当連結会計年度には発生がありませんでしたが、企業不祥事発生時等の予算外の支出については監査等委員会委員長が独立的に稟議承認できるような体制を引き続き確保しています。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・ 当社は、公正な企業であり続けることを宣言しており、研修会等を通じて定期的に社員に対して周知いたしました。
- ・ 日常より全社を挙げて反社会的勢力の動向に関する情報収集等を行い、継続して不当要求に備えた体制を確保いたしました。

会社の支配に関する基本方針

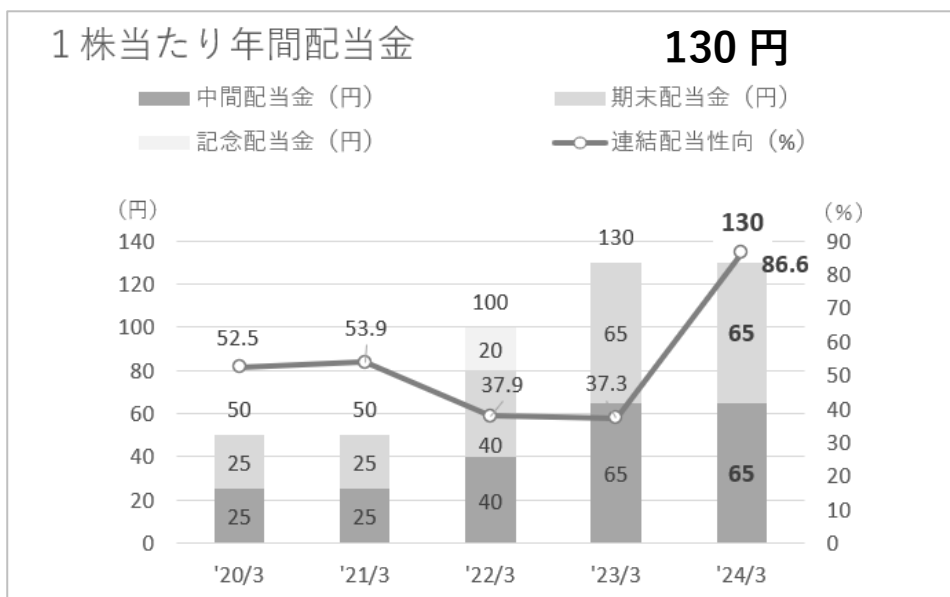
会社の支配に関し、現時点で具体的な脅威等に晒されている事実は無く、それについて特段の基本方針を決定していませんが、従来、企業価値の向上こそが最も重要かつ有効な対応策であるとの認識のもとに経営活動を行っていますので、今後ともその活動を一層深めるとともに、有事の際には、株主さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまの利益を毀損することなく対処できる最善の方法を考慮していきます。

また、それらについての具体的な基本方針を会社として決定した場合には、すみやかに株主の皆さまにお知らせいたします。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社におきましては、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主さまに対する安定的な配当の維持ならびに適正な利益の還元を実施することを経営の最重要施策の一つと認識し、中長期的な観点でROE（自己資本利益率）および株主資本配当率の向上に努めてまいりました。一方で、内部留保につきましても、事業展開を勘案し、中長期的展望に立った研究開発投資、生産合理化投資、情報化投資等に有効活用し、企業体質と企業競争力のさらなる強化にも取り組んでいます。さらに、利益還元の機動性を確保するために、取締役会決議による剰余金の配当が実施できる旨を、当社定款第 36 条に規定しています。

以上の方針を踏まえ、当期の期末配当金につきましては 1 株当たり 65 円とすることにいたします。これにより、中間配当金の 65 円と合わせ、1 株当たりの年間配当金は 130 円となります。今後の配当方針につきましては、引き続き中間・期末配当を着実に実施することを基本に、株主の皆さまへの利益還元を重視したうえで、業績、外部環境などの変化に対応した機動的な配当政策を展開していきます。



連結株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	10,056	9,397	40,532	△7,299	52,687
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△3,813		△3,813
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,407		4,407
連結子会社の決算期 変更に伴う増減			△49		△49
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		174		329	504
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					-
連結会計年度中の変動額合計	-	174	544	328	1,048
当 期 末 残 高	10,056	9,571	41,077	△6,970	53,735

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	24	5,787	△33	5,778	347	58,813
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当				-		△3,813
親会社株主に帰属する 当期純利益				-		4,407
連結子会社の決算期 変更に伴う増減				-		△49
自己株式の取得				-		△0
自己株式の処分				-		504
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△40	6,014	64	6,037	107	6,144
連結会計年度中の変動額合計	△40	6,014	64	6,037	107	7,193
当 期 末 残 高	△16	11,801	30	11,815	455	66,006

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は次の 32 社であります。

- ①IDEC システムズ&コントロールズ株式会社
- ②IDEC ロジスティクスサービス株式会社
- ③IDEC AUTO-ID SOLUTIONS 株式会社
- ④IDEC ファクトリーソリューションズ株式会社
- ⑤IDEC セールスサポート株式会社
- ⑥IDEC ALPS Technologies 株式会社
- ⑦IDEC CORPORATION
- ⑧IDEC Environmental Solutions LLC
- ⑨IDEC IZUMI ASIA PTE LTD.
- ⑩IDEC ASIA (THAILAND) CO., LTD.
- ⑪IDEC CONTROLS INDIA PRIVATE LIMITED
- ⑫台湾愛徳克股份有限公司
- ⑬台湾和泉電気股份有限公司
- ⑭蘇州和泉電気有限公司
- ⑮IDEC HONG KONG CO., LTD.
- ⑯IDEC IZUMI (H. K.) CO., LTD.
- ⑰愛徳克電気貿易（上海）有限公司
- ⑱愛徳克電子科技（上海）有限公司
- ⑲太倉科奈徳電気有限公司
- ⑳MMI Technologies SAS
- ㉑APEM SAS
- ㉒ez-Wheel SAS
- ㉓Contact Technologies UK Ltd
- ㉔APEM Components Ltd
- ㉕MEC ApS
- ㉖APEM, Inc.
- ㉗APEM AB
- ㉘APEM GmbH
- ㉙APEM Benelux N. V.
- ㉚APEM ITALIA SRL
- ㉛SACEMA SARL
- ㉜SAMELEC SARL

上記のうち、ez-Wheel SAS は当連結会計年度において株式を取得したため、連結の範囲に含めております。
また、前連結会計年度において連結子会社でありました、APEM B.V. は清算終了により減少しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数は次の 1 社であります。

佐用・IDEC 有限責任事業組合

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち蘇州和泉電気有限公司、愛徳克電気貿易（上海）有限公司、愛徳克電子科技（上海）有限公司、太倉科奈徳電気有限公司の決算日は、12 月 31 日であります。連結計算書類の作成にあたって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。当連結会計年度より、APEM グループ 13 社は連結計算書類の作成にあたって決算日を 12 月 31 日から 3 月 31 日に変更しております。この決算日変更に伴い 2023 年 1 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの 3 ヶ月の損益については、利益剰余金の減少 49 百万円として調整し連結しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(ロ) デリバティブ取引

時価法

(ハ) 棚卸資産

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却方法

(イ) 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

主として定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3 年～50 年
機械装置及び運搬具	3 年～17 年
工具器具及び備品	2 年～20 年

(ロ) 無形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

商標権	20 年
顧客関連資産	12 年～20 年
自社利用のソフトウェア	5 年

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(ニ) 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(ハ) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、発生可能性を勘案し、補修に必要な見積り額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主な履行義務は、物品の販売であり、国内販売においては収益認識会計基準の適用指針第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。海外子会社においては、契約に基づき出荷時又は納品時にリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。物品の販売においては、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額から、値引き等を差し引いた金額で測定しております。

これらの契約における通常の支払期限は短期の内に到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

⑤退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（11年～15年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑥重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦のれんの償却方法及び償却期間

のれんはその効果が発現すると見積もられる期間（10年～20年）で均等償却しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

連結損益計算書に計上されている売上高 72,711 百万円は顧客との契約から生じる収益からなり、主として一時点で充足される履行義務となりますが、一部、一定の期間にわたり充足される履行義務が含まれております。

なお、一定の期間にわたり充足される履行義務として認識した金額は軽微であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位: 百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,009	13,644
契約負債	686	477

契約負債は、当社グループが物品を顧客に販売する前に、顧客から受領した対価であり、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、571 百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

APEM グループに係る商標権、顧客関連資産及びのれんの減損

(1) 連結計算書類に計上した金額

商標権	2,534 百万円
顧客関連資産	7,965 百万円
のれん	12,284 百万円（うち、APEM グループに関するのれん 12,073 百万円）

(2) 見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、産業用スイッチ事業などをグローバルに展開する APEM グループの株式の取得に伴い、連結計算書類において、商標権、顧客関連資産及びのれんを計上しております。当社グループは、上記の商標権、顧客関連資産及びのれんに関して、日本、米州、EMEA、アジア・パシフィックの報告セグメントごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度においては、一部の資産グループにて、想定していた事業計画に至っていない状況にあることから、減損の兆候を識別し、当該資産グループからのれんの残存償却年数にわたって得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フロー総額が帳簿価額を上回るため、減損損失を認識しないと判断しました。

この割引前将来キャッシュ・フローは、以下の仮定により見積もっております。

・事業計画については、マネジメントが承認した事業計画を基礎とし、合理的と考えられる一定のリスクの織り込みを行った上で将来キャッシュ・フローの算定を行っております。

・事業計画を超える期間の将来キャッシュ・フローについては、主として経済成長率相当の売上成長率を織り込み、利益率は一定とする仮定の上で算定しております。

例えば、APEM グループ買収により見込んでいたシナジー効果が十分に発揮できない場合など、これらの仮定の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度において減損損失を認識し、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	393 百万円
売掛金	12,323 百万円
電子記録債権	928 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 36,694 百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 33,224,485 株

(2) 当連結会計年度末の自己株式数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	3,966,734	411	177,660	3,789,485

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる増加 246 株、譲渡制限付株式の無償取得による増加 165 株

減少数の内訳は、ストック・オプション権利行使による減少 173,600 株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 4,060 株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	1,901	65	2023年3月31日	2023年5月29日
2023年11月2日 取締役会	普通株式	1,911	65	2023年9月30日	2023年11月27日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	1,913	65	2024年3月31日	2024年5月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 248,200 株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に基づきリスク低減を図っております。外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、将来の為替変動リスクを回避するため、為替予約取引等を利用しております。

また、投資有価証券は、主に取引先企業との関係強化を目的とする株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、全て1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は、為替リスクに晒されていますが、恒常的に同じ外貨建ての営業債権残高の範囲内にあります。

デリバティブ取引については、通常の取引の範囲内で外貨建ての債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引等を利用しております。また、当社グループの為替予約取引等の契約先はいずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。なお、デリバティブ取引は、経営会議で決定された方針に基づき経理担当役員が統括し、経理担当部門が取引の実行及び管理を行っており、取引の都度その実施状況を社長に報告することとしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次の表には含めておりません。

また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
投資有価証券 (※2) (※3)			
その他有価証券	73	73	—
資産計	73	73	—
1 年内返済予定の長期借入金及び 長期借入金	(16, 257)	(16, 196)	△61
負債計	(16, 257)	(16, 196)	△61
デリバティブ取引			
通貨スワップ	(446)	(446)	—
デリバティブ取引計	(446)	(446)	—

(※1) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は109百万円であります。

(※3) 組合出資金等は主に有限責任事業組合であります。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は 306 百万円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	73	—	—	73
資産計	73	—	—	73
デリバティブ取引				
通貨スワップ	—	(446)	—	(446)
デリバティブ取引計	—	(446)	—	(446)

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1 年内返済予定の長期借入金及び長期借入金	—	(16, 196)	—	(16, 196)
負債計	—	(16, 196)	—	(16, 196)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間、国債利率及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨スワップの時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等の うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	通貨スワップ	2,168	651	△446	△446

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,226円99銭

※1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結貸借対照表上の純資産額	66,006百万円
新株予約権	455百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の期末株式数	29,435,000株

(2) 1株当たり当期純利益 150円10銭

※1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	4,407百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	4,407百万円
普通株式の期中平均株式数	29,362,790株

株主資本等変動計算書

2023年4月1日から
2024年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	10,056	5,000	4,300	9,300	316	23,057	23,373	△7,299	35,431
事 業 年 度 中 の 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当				-		△3,813	△3,813		△3,813
当 期 純 利 益				-		4,801	4,801		4,801
自 己 株 式 の 取 得				-			-	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分			174	174			-	329	504
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				-			-		-
事業年度中の変動額合計	-	-	174	174	-	988	988	328	1,491
当 期 末 残 高	10,056	5,000	4,474	9,474	316	24,045	24,361	△6,970	36,923

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	55	55	347	35,834
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		-		△3,813
当 期 純 利 益		-		4,801
自 己 株 式 の 取 得		-		△0
自 己 株 式 の 処 分		-		504
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△55	△55	107	52
事業年度中の変動額合計	△55	△55	107	1,544
当 期 末 残 高	-	-	455	37,378

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～47年

構築物 7年～32年

機械及び装置 7年～12年

車両運搬具 4年～6年

工具器具及び備品 2年～17年

②無形固定資産（リース資産除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

（イ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（11 年～15 年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の主な履行義務は、物品の販売であり、国内販売においては収益認識会計基準の適用指針第 98 項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。物品の販売においては、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額から、値引き等を差し引いた金額で測定しております。なお、一部の販売においては他の当事者が関与しております。その性質は、代理人としての性質が強いと判断されるため、顧客から受領する対価から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、有償支給取引については、当社が支給品の買戻義務を有しているため、当該支給品の消滅を認識しておりません。

これらの契約における通常の支払期限は短期の内に到来し、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

子会社 MMI Technologies SAS 株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

関係会社株式 26,287 百万円 (うち、MMI Technologies SAS 株式 22,156 百万円)

(2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、産業用スイッチ事業などをグローバルに展開する APEM グループの持株会社である MMI Technologies SAS 株式を取得しており、計算書類において関係会社株式を計上しております。

当社は、APEM グループの地域特性やビジネスモデル、市場戦略における補完性に鑑み、APEM グループを子会社とすることにより当社グループとしてシナジー効果が期待できると考え、超過収益力を見込んだ価格での取得を行っていることから、MMI Technologies SAS 株式の取得価額には超過収益力を評価した部分が含まれております。

当事業年度においては、MMI Technologies SAS 株式の評価にあたり、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行った結果、超過収益力の毀損は認められないことから、実質価額の著しい低下はないものと判断しております。例えば、APEM グループ買収により見込んでいるシナジー効果が十分に発揮できない場合など、これらの仮定の見直しが必要になった場合、翌事業年度において関係会社株式評価損を認識し、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

18,056 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権

2,990 百万円

長期金銭債権

41 百万円

短期金銭債務

1,281 百万円

長期金銭債務

一百万円

(3) 保証債務

IDEC ファクトリーソリューションズ株式会社

1,000 百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

6,904 百万円

仕入高

4,111 百万円

その他

2,475 百万円

営業取引以外の取引による取引高

3,119 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式

3,789,485 株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産	107 百万円
貸倒引当金	9 百万円
有形固定資産	27 百万円
関係会社株式	61 百万円
未払費用	217 百万円
退職給付引当金	239 百万円
その他	158 百万円
繰延税金資産小計	822 百万円
評価性引当額	△76 百万円
繰延税金資産合計	745 百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	139 百万円
その他	10 百万円
繰延税金負債合計	149 百万円

差引：繰延税金資産純額 596 百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	MMI Technologies SAS	3,970	持株会社	100.0%	資金の貸付 役員の兼任 及び派遣	資金の 回収※1	1,344	関係会社 短期貸付金	1,870
						資金の 貸付※1	653	関係会社 長期貸付金	1,632
						利息の 受取※1	84	—	—
子会社	IDEC CORPORATION	733	制御機器 の販売	100.0%	当社製品の 販売 役員の兼任 及び派遣	製品の 販売※2	2,700	売掛金	1,016
子会社	台湾愛徳克股 份有限公司	305	制御機器 の製造	100.0%	当社製品の 製造 役員の派遣	商品の 購入※3	2,126	買掛金	606
子会社	愛徳克電気貿 易（上海）有 限公司	40	制御機器 の販売	100.0%	当社製品の 販売 役員の派遣	製品の 販売※2	1,226	売掛金	403
子会社	IDEC AUTO- ID SOLUTIONS 株式会社	300	自動認識 機器の販 売	100.0%	当社製品の 販売 役員の派遣 資金の貸借	資金の 貸借※4	671	関係会社 短期借入金	744
						利息の 支払※1	0	—	—
子会社	IDEC ファク トリーソリュ ーションズ株 式会社	33	制御機器 の製造・ 販売	100.0%	保証債務 役員の派遣	保証債務 ※5	1,000	—	—
関連 会社	佐用・IDEC 有 限責任事業組 合	300	太陽光発 電事業・ 農業事業	50.0%	資金の貸付 組合員の派 遣	資金の 回収※1	60	関係会社 短期貸付金	46
						利息の 受取※1	0	—	—

※1 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

※2 製品の販売については、市場価格等を勘案して決定しております。

※3 商品の購入については、市場価格等を勘案して決定しております。

※4 キャッシュ・マネジメント・システム(CMS)の契約を締結しており、市場金利を関して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中平均残高を記載しております。

※5 金融機関からの借入に対して保証を行っているものであります。

9. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり純資産額 1,254 円 39 銭

※1 株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

貸借対照表上の純資産額 37,378 百万円

新株予約権 455 百万円

1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の期末株式数 29,435,000 株

(2) 1 株当たり当期純利益 163 円 52 銭

※1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益 4,801 百万円

普通株主に帰属しない金額 一百万円

普通株式に係る当期純利益 4,801 百万円

普通株式の期中平均株式数 29,362,790 株

独立監査人の監査報告書

2024年 5 月 9 日

I D E C 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 尚 志
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 菱 本 恵 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、I D E C 株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、I D E C 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024 年 5 月 9 日

I D E C 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 尚 志
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 菱 本 恵 子
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、I D E C 株式会社の 2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日までの第 77 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024 年 5 月 9 日

I D E C 株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 姫岩 康雄 (印)

監査等委員 金井 美智子 (印)

監査等委員 中島 恵理 (印)

(注) 監査等委員姫岩康雄、金井美智子及び中島恵理は、会社法第 2 条第 15 号及び第 331 条第 6 項に規定する社外取締役であります。